

## 東急ゴルフスクール碑文谷 規約

### (目的)

- 第1条 本規約は、スイング碑文谷（以下「本練習場」という）において東急スポーツシステム株式会社（以下「当社」という）が運営する東急ゴルフスクール碑文谷（以下「本スクール」という）について定めるものです。
- 2 本スクールが本練習場を使用する場合、本練習場の利用約款および規約等の規定が適用されます。

### (所在)

- 第2条 本スクールの所在地は、東京都目黒区碑文谷5-14-8におきます。

### (会員)

- 第3条 本スクールの会員（以下「会員」という）は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約およびその他当社が定める事項を確認し同意したうえ、これらを遵守することを承諾した方で、次の各号のすべてに該当し、かつ、第6条により入会手続きを完了した方とします。
- (1) 健康状態が本スクールのゴルフ指導の受講および施設の利用に支障のない方。
- (2) 暴力団ならびにそれに類する組織、またはその構成員と認められない方。
- (3) その他当社が適当と認めた方。

### (会員種別等)

- 第4条 本スクールは、会員の種別を予め定めたクラスにより区分します。クラスは担当ゴルフレッスンプロおよびレッスン実施日時等により当社が定めるものとし、当社は必要に応じてこれらの新設、変更または廃止ができるものとし、
- 2 クラスは、原則、1ヶ月間を1期とし、1期4回のレッスンを実施するものとし、ただし、当社は必要に応じてこれらを変更することができるものとし、
- 3 レッスン実施日時は、当社がスクールカレンダー等で別途定めるものとし、
- 4 会員は、会員種別等の変更を希望する場合は、その希望月の前月10日までに、第9条の会員証を持参のうえ、所定の届出書を当社へ提出し、当社が承認した場合、会員種別等を変更することができます。

### (会員の権利)

- 第5条 会員は、予め会員自身が選択し、当社が設置したクラスのゴルフ指導及びこれに付随する指導を受講する権利を有するものであり、本スクールの運営管理について関与する権利を有しません。

### (入会手続)

- 第6条 本スクールに入会を希望する方（以下「入会希望者」という）は、本スクール所定の申込手続きを行い、当社の承認を得るとともに、当社が定める諸費用等を支払うものとし、ただし、入会希望者が未成年者の場合は、本人と保護者の連署にて所定の申込手続きを行うものとし、なお、保護者は本規約、その他当社が定める事項に関する責任を本人と連帯して負うものとし、
- 2 入会希望者の申込手続きは、次の各号のとおりとします。
- (1) 所定の入会申込書に記入、押印したうえ、必要書類等を添えて当社へ提出するものとし、
- (2) 入会希望者は、当社から入会を承認された後、所定の期限内に、第7条で定める会費およびその他料金を当社が指定する方法により支払うものとし、

- 3 会員資格は、前項による会費およびその他料金の支払いが完了し、かつ当社が入会を承認した日（以下「入会日」という）をもって取得するものとし、
- 4 当社はその裁量により、入会申込を承認し、または承認しないことができるものとし、承認しない場合にその理由は示さないものとし、

### (会費)

- 第7条 会員は別に定める会費その他の料金を、本スクールの利用の有無にかかわらず、当社に支払うものとし、なお、当社は、会員が納入した会費その他の料金を理由の如何を問わず一切返還しないものとし、
- 2 会員は、原則、毎月10日に当月分の会費を、TOKYUカードもしくは会員が指定する金融機関の口座振替により支払うものとし、ただし、クラスを開始する月の当月分および翌月分の会費については、別途定める方法にて支払うものとし、
- 3 やむを得ない事由により、会費を現金で支払う場合は、別途定める方法にて支払うものとし、
- 4 当社は、経済情勢の変動等により、会費その他の料金を随時改定できるものとし、

### (消費税等)

- 第8条 本スクールに係わる会費およびその他の料金にかかる消費税等は、原則、外税表示とします。
- 2 将来、消費税法改正等により当該消費税率等に変更があった場合、それに従って会費およびその他の料金は変更されることがあります。

### (会員証)

- 第9条 当社は、会員に対し、会員証を交付するものとし、
- 2 会員証は、記名した本人以外使用できないものとし、
- 3 会員証は、理由の如何を問わず譲渡、転貸、質入等することができないものとし、
- 4 会員証を紛失した場合は直ちに当社に届け出るものとし、なお、紛失したことにより会員に生じた損害について、当社は一切関与しないものとし、
- 5 会員は、第14条、第15条および第16条の定めにより会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに当社に返還しなければなりません。

### (会員情報の変更)

- 第10条 会員は、住所連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、直ちに当社へ届け出るものとし、

### (会費振替業務委託)

- 第11条 当社は、会費を自動振替するために、会員の住所、氏名、金融機関等の個人情報振替業務委託業者に預けることができるものとし、なお、この場合、当社は預け先業者に対し、情報漏えい等の事故がないよう十分に監督を行うものとし、

### (責任事項)

- 第12条 会員は、自己の責任と負担において本練習場を利用し、本スクールを受講するものとし、
- 2 当社は、本スクール受講中および受講前後において当社の責に帰すべき事由によるものを除き発生した傷害、盗難等の人的、物的事故について一切の責任を負わないものとし、
- 3 会員（同行者含む）は、故意または過失により、本練習場の利用および本スクール受講中に、当社、本練習場または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとし、

(会員への通知)

第13条 当社から会員への通知連絡は、会員から届出のあった住所または連絡先に郵便で発送すること、もしくは施設内の当社所定の掲示板その他の場所等に掲示することにより、会員に届いたものとして取り扱うものとします。

(退会)

第14条 会員は、第9条の会員証を添付した上、退会希望月の10日までに所定の退会手続きを行うことによって、本スクールを退会できるものとします。ただし、会費その他、当社への未納金がある場合は、手続きと合わせて未納金の完納をもって退会とします。

(会員資格の喪失)

第15条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失うものとします。この場合、本スクールに属する日までの会費等その他の未納金がある場合、これらを直ちに完納するものとします。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 運動可能な健康状態でなくなったとき
- (4) その他会員として、相応しくないと当社が認めたとき

(資格の停止ならびに除名)

第16条 当社は、会員が次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止、または除名することができるものとします。

- (1) 会費その他当社に対する支払いを2ヶ月以上滞りしたとき
- (2) 本規約、その他当社が定める事項に違反したとき
- (3) 入会手続きに際して虚偽の申請をしたとき
- (4) 会員証を第三者に使用させるなどの不正を行ったとき
- (5) 本スクールにおいて、営利または宗教等の勧誘行為を行ったとき
- (6) 本練習場等を故意または重大な過失により破損したとき
- (7) 当社または本スクールの名誉、信用を著しく毀損または秩序を乱したとき
- (8) 本練習場内でのゴルフ指導またはこれに類似する行為を行ったとき
- (9) その他会員として相応しくないと当社が認めたとき

(休会)

第17条 会員は、疾病、転勤その他やむを得ない事由のために第9条の会員証を添付した上、休会希望月の前月10日までに所定の休会手続きを行い、その届出を当社が認めたときは、本スクールを休会できるものとします。ただし、休会期間は届出を行った月の翌月から1ヶ月単位でかつ2ヶ月以内とします。

- 2 当社は休会中の会員の月会費の支払義務を免除します。ただし、休会中の会員は、別に定める当社所定の休会費を毎月支払わなければならないものとします。
- 3 当社は、会員が届け出た休会期間を超えた場合は、復会したものとみなします。

(本練習場の利用・制限等)

第18条 会員は、別途利用料金等が設けられている場合、当社所定の利用料金等を当社所定の方法により支払うことにより、本練習場を利用またはゴルフ等の指導を受けることができるものとします。

- 2 会員は、本練習場では係員の指示に従うものとします。
- 3 当社は、本練習場の維持管理上必要でやむを得ないと認めた場合など、本練習場の一部または全部について利用を制限することがあります。この場合、会員は、異議申し立て、その他の請求をすることができません。
- 4 当社は、前項に定めるほか、本練習場の利用制限等により本スクールのレッスン実施回数が減少した場合といえども、理由の如何を問わず、会員に対する補償を一切しないものとします。

(臨時休業)

第19条 当社は、施設の点検、補修および改修等施設の管理上やむを得ない場合、第13条に定める通知したうえ、本スクールについて臨時に休業日を設け、または利用制限できるものとします。

- 2 臨時休業日を設定する場合、当社は会員に対する補償を要しないものとします。

- 3 前二項の場合、会員は当社に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他の一切の請求をすることができないものとします。

(運営委託)

第20条 当社は、本スクール運営の一部または全部を第三者に委託できるものとします。

- 2 当社は、本スクール運営を第三者に委託する場合は、当該第三者に本規約を遵守させるものとし、会員に対してその一切の責任を負うものとします。

(駐車場)

第21条 本スクールが指定する駐車場(自転車駐車場を含む。以下「駐車場」という)の利用等については、以下のとおりとします。

- (1) 駐車場は、満車等の理由で、利用できない場合があります。
- (2) 当社は、駐車場内における会員および第三者による事故等について責任を負いかねます。
- (3) 駐車場は、何らかの事由により、縮小、閉鎖、場所の変更、運営形態の変更をする場合があります。
- (4) 駐車場は、諸事情により、利用料金に変更となる場合があります。
- (5) 前各号において、会員は当社に対して異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

(本スクールの解散)

第22条 本練習場が閉鎖(廃止)された場合等、当社が本スクールの運営を中止した場合、本スクールは解散し、すべての会員はその資格を失うものとします。この場合、既納の入会金ならびに会費等は返還しないほか、特別の補償は一切行わないものとします。

- 2 前項の場合、会員は何ら異議を申し立てることができないものとします。

(規約の改定ならびに効力)

第23条 当社は、随時本規約を改定することができるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

- 2 会員は、規約の改定に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他の一切の請求をすることができないものとします。

以上

スイング碑文谷  
2014年4月1日